

桂川町

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画



令和6年3月

桂 川 町

はじめに

本町は、「文化の薫り高い心豊かなまちづくり」を基本理念として、「第6次桂川町総合計画」では「自然と文化が息づく笑顔あふれるまち“けいせん”」を将来像とし、町づくりを推進しています。

総合計画では、健康・福祉分野の施策として「障がいの有無に関わらず互いに理解し支え合い、ともに生きることができるまちづくり」を掲げ、障がい福祉の充実に取り組んでまいりました。



障がい福祉施策においては、令和3年に「障害者差別解消法」の改正、令和4年には、障がいや難病を抱えていても安心して暮らせる、地域共生社会を構築するため、「障害者総合支援法」が改正されました。これに合わせて、関連する法律（「障害者雇用促進法」「精神保健福祉法」「難病法」「児童福祉法」）も改正されるなど、様々な法整備が進められています。

このような状況に対応するため、本町における、令和6年度から令和8年度までの障がい（児）福祉サービスに関する目標値や見込量を定めた「桂川町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

障がいのある人にとって、ふつうに暮らすことのできる地域を実現していくには、どのようなサービスが今後どの程度必要とされるのか、あるいは障がいのある子どもが地域で暮らしていくためにどのような支援がどれだけ見込まれるのか、今後の3年間を見通して、障がい福祉施策に取り組んでいくための計画となります。町民の皆様をはじめ、各関係機関や関係団体等と連携を図り、協力しながら、本計画の着実な推進に取り組んでまいります。

結びに、本計画策定にあたり、ご尽力いただきました「桂川町障害者施策推進協議会」の皆様をはじめ、ご意見をいただきました関係機関や町民の皆様にご心からお礼申し上げますとともに、今後とも計画の推進に対しまして、ご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和6年3月

桂川町長 井上 利一

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置付け	4
第3節 計画の期間	5
第4節 計画の策定と推進の方法	6
1 計画の策定方法	6
2 計画の推進方法	7
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	9
第1節 人口・世帯の状況	9
1 人口構成の状況	9
2 世帯構成の状況	10
第2節 障がい者手帳所持者などの状況	11
1 障がい者手帳所持者の状況	11
2 身体障がいのある人の状況	12
3 知的障がいのある人の状況	13
4 精神障がいのある人の状況	14
5 難病患者の状況	15
第3節 サービス給付費の状況	16
第3章 令和8年度に向けた成果目標	17
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	17
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	18
3 地域生活支援の充実	19
4 福祉施設から一般就労への移行等	20
5 障がい児支援の提供体制の整備等	22
6 相談支援体制の充実・強化等	24
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	25
第4章 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系	26

第5章 障がい福祉サービスの見込量と確保策	28
第1節 訪問系サービス	28
第2節 日中活動系サービス	30
第3節 居住系サービス	33
第4節 相談支援	35
第6章 障がい児福祉サービスの見込量と確保策	36
第1節 障がい児通所支援	36
第2節 障がい児相談支援	38
第7章 地域生活支援事業の見込量と確保策	39
第1節 必須事業	39
第2節 任意事業	43
資料編	44
1 桂川町障害者施策推進協議会規則	44
2 桂川町障がい者施策推進協議会委員名簿	46
3 計画策定の経緯	46
4 用語解説	47

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

わが国の障がい保健福祉施策においては、障がいのある人と障がいのある子どもが、個人の尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することをめざして、制度が整備されてきました。

障がい福祉サービスなどについては、平成15年度より、障がいのある人に必要なサービス内容などを行政が決定する措置制度から、障がいのある人が自ら事業者と契約し、サービスを選択できる支援費制度に転換した後、平成18年度の障害者自立支援法の施行により、身体障がい及び知的障がいのある人に加え、支援費制度の対象となっていなかった精神障がいのある人も含めた一元的な制度が確立しました。さらに、平成25年度には、障害者自立支援法が改正され、障害者総合支援法が施行されました。

障がいのある子どもに対する支援については、平成24年度施行の改正児童福祉法により、障がい児施設の再編と、障がい児通所支援として放課後等デイサービスなどが創設されました。また、平成30年度からは、障がいのある子どもを支援するサービスについての提供体制の計画的な構築を推進するため、児童福祉法の定めにより、市町村において障がい児福祉計画を策定することになりました。

桂川町においては、障害者自立支援法（平成25年度以降は障害者総合支援法）に基づく「桂川町障がい福祉計画」の第1期計画（平成19年度～20年度）、第2期計画（平成21年度～23年度）、第3期計画（平成24年度～26年度）、第4期計画（平成27年度～29年度）、第5期計画（平成30年度～令和2年度）、第6期計画（令和3年度～令和5年度）、児童福祉法に基づく「桂川町障がい児福祉計画」の第1期計画（平成30年度～令和2年度）、第2期計画（令和3年度～令和5年度）により、障がい者施策の推進ならびに障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの充実を図ってきました。

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の計画期間の満了と、国の制度改正や県の施策動向をはじめとした桂川町の障がいのある人や障がいのある子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、「桂川町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（令和6年度～8年度）」（以下、「本計画」）を策定し、桂川町における障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの充実を図ります。

なお、本計画で対象とする「障がいのある人」及び「障がいのある子ども」とは、「障害者総合支援法」に基づきサービス給付などを受ける障がいのある人を示しています。

「障がいのある人」は、「障害者総合支援法」第4条第1項で、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（知的障害者福

祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち18歳以上である人と定義されています。「障がいのある子ども」は、「障害者総合支援法」第4条第2項で、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である人と定義されています。

また、本計画では、原則として「障害」を「障がい」と表記することとします。ただし、法令・条例や制度の名称、施設・法人、団体などの固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合などについては、「障害」と表記します。

【国の動向】（平成25年以降）

年	主な制度・法律	主な内容
平成25年	障害者総合支援法の施行 （障害者自立支援法の改正）	・ 共生社会実現等の基本理念の制定 ・ 障がい者の範囲見直し（難病等を追加）
	障害者優先調達法施行	・ 国などに障がい者就労施設などから優先的な物品調達の義務づけ
平成26年	障害者権利条約の批准	・ 障がいのある人に対する差別の禁止や社会参加を促すことを目的に、平成18年に国連総会で採択された「障害者権利条約」を批准
平成27年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行	・ 医療費助成の対象となる指定難病の範囲を拡大
平成28年	障害者差別解消法の施行	・ 障がいを理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止
	【改正】障害者雇用促進法の施行 ※一部平成30年4月施行	・ 雇用の分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化 ・ 法定雇用率の算定基礎に精神に障がいのある人を追加
	成年後見制度利用促進法の施行	・ 成年後見制度利用促進基本計画の策定 ・ 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の設置
	【改正】発達障害者支援法の施行	・ 発達障害者支援地域協議会の設置 ・ 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
平成30年	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・ 障がいのある人の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者文化芸術推進法の施行	・ 障がいのある人の文化芸術活動を推進することで障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・ 計画策定が努力義務化（地方公共団体）
令和元年	【改正】障害者雇用促進法	・ 障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・ 特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
令和2年	【改正】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	・ 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化 ・ 国民に向けた広報啓発の取組推進 ・ バリアフリー基準適合義務の対象拡大
令和3年	【改正】障害者差別解消法 ※一部令和6年4月施行	・ 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化
令和4年	【改正】難病法	・ 難病患者に対する適正な医療の充実及び療養生活支援の強化
令和5年	【改正】障害者総合支援法	・ 障がい者等の地域生活の支援体制の充実
	【改正】精神保健福祉法	・ 精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
	【改正】障害者雇用促進法	・ 障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進
	【改正】児童福祉法	・ 小児慢性特定疾病児童に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化

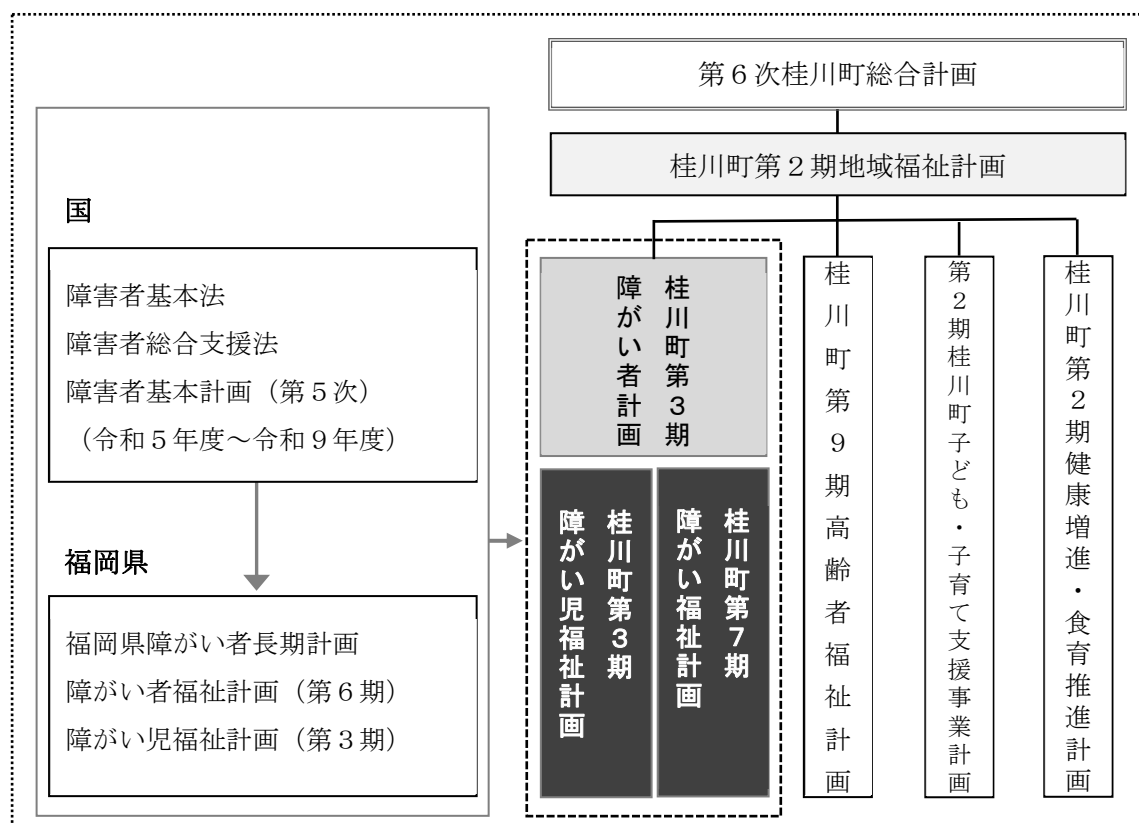
第2節 計画の位置付け

桂川町障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」として、また、桂川町障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障がい児福祉計画」として策定します。また、桂川町では、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を一体的な計画として策定するものとします。

障害者基本法に基づく「桂川町障がい者計画」が桂川町における障がい者施策全般に関する基本計画であるのに対して、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障がいのある人や障がいのある子どもを支援するサービスの提供に関する体制やサービスを確保するための方策などを示す事業計画として位置付けられます。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」や「福岡県障がい者福祉計画」、また、桂川町における上位計画である「桂川町総合計画」との整合を図りつつ、「桂川町障がい者計画」や、「桂川町地域福祉計画」をはじめとする福祉関連の計画、ならびに人権や教育、まちづくり、防災などの関連分野の計画などとも連携しながら推進するものとします。

■ 計画の位置付け



第 3 節 計画の期間

第 7 期障がい福祉計画と第 3 期障がい児福祉計画の期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。

ただし、社会状況の変化や法制度の改正など、また、関連計画などとの整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

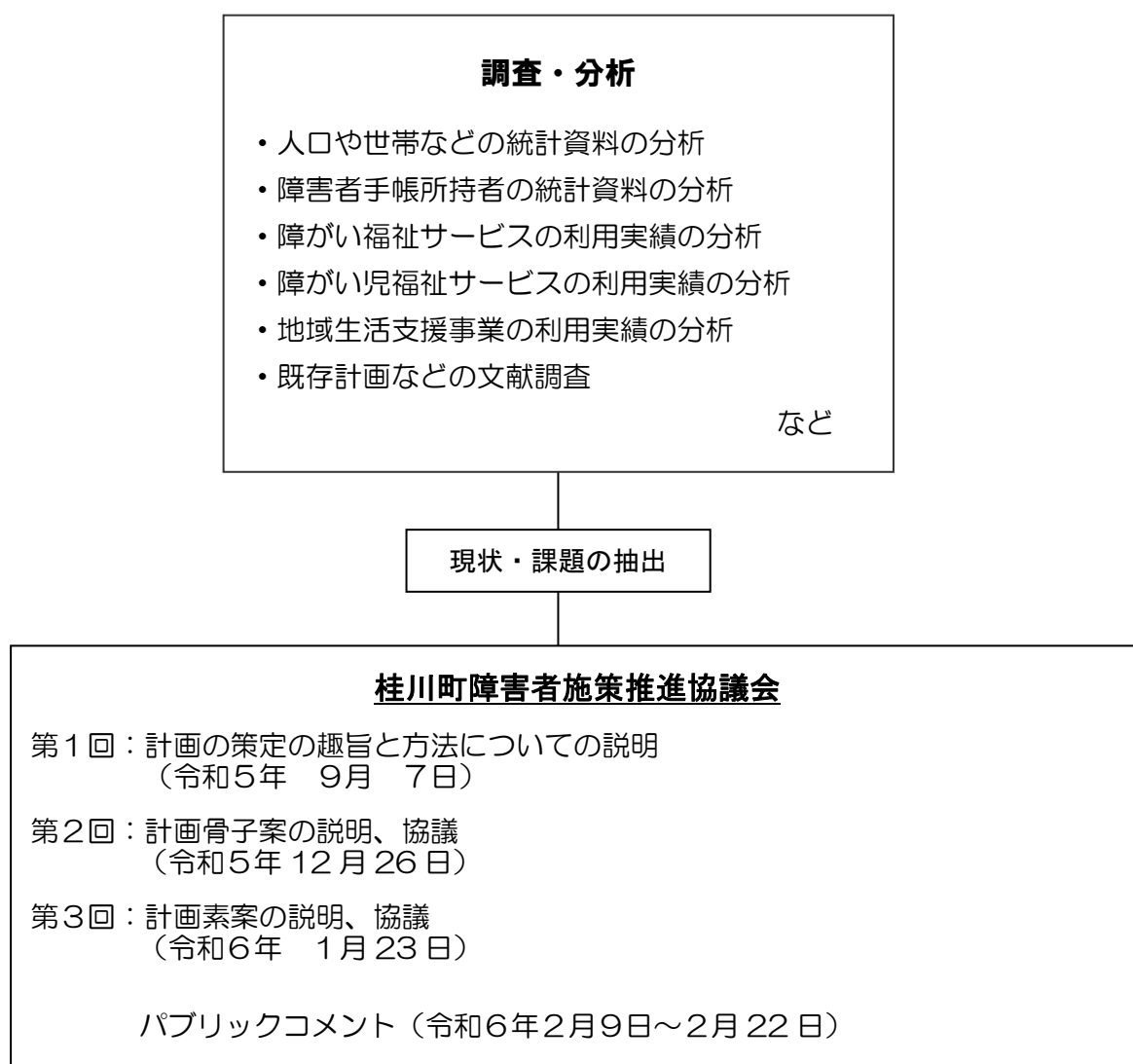
＜計画の期間＞

計画名称	年度	令和 6 2024	令和 7 2025	令和 8 2026	令和 9 2027	令和 10 2028	令和 11 2029	令和 12 2030	令和 13 2031	令和 14 2032
桂川町総合計画		第 6 次前期		第 6 次後期基本計画						
桂川町地域福祉計画		第 2 期			第 3 期					
桂川町障がい者計画		第 3 期							第 4 期	
桂川町障がい福祉計画		第 7 期			第 8 期			第 9 期		
桂川町障がい児福祉計画		第 3 期			第 4 期			第 5 期		
桂川町高齢者福祉計画		第 9 期			第 10 期			第 11 期		
桂川町子ども・子育て 支援事業計画		第 2 期	第 3 期					第 4 期		

第4節 計画の策定と推進の方法

1 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、町議会議員や保健医療関係者、福祉関係者、関係行政機関などが参加し、ならびに地域住民の意見を反映させるため、「桂川町障害者施策推進協議会」において審議します。また、パブリックコメント制度を活用して、住民の意見の反映に努めます。



2 計画の推進方法

(1) 市内ならびに関係機関との連携強化

障がいのある人や障がいのある子どもに関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、広範囲にわたっていることから、健康福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係部署との連携を取りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。さらに、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を進めます。

(2) 国や県、近隣市との連携強化

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国や県からの情報を収集しながら、制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開していきます。さらに、計画を適切に推進し、目標を達成するために、国や県の補助制度などを活用するなど、必要な財源の確保に努めるとともに、適切な利用者負担制度など、障がいのある人に対する施策の一層の充実に向けて国や県への要望を行います。

また、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークの充実と機能強化を図っていくとともに、町内で実施のないサービスや入所施設、専門的な知識を要するケースなど、広域的な対応が望ましいものについては、近隣市との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

(3) さまざまな組織・団体との協働体制の強化

障がいのある人やその家族の団体、地域活動や地域福祉活動を担う組織、障がい者基幹相談支援センター及び相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所や障がい児通所サービス事業所、社会福祉協議会、保健・医療関係機関、教育関係機関、就労支援機関など、さまざまな組織・団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

(4) 広報・啓発活動の推進

本計画に基づく施策を推進し、共生社会を実現するためには、障がいのある人が受ける制限が社会のあり方との関係によって生ずるという、いわゆる「社会モデル」の概念や、一人ひとりの障がい特性や障がいのある人に対する配慮など住民、ひいては社会全体の理解が大変重要です。

行政はもとより、障がいのある人やその家族の団体、障がい者基幹相談支援センター及び相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所や障がい児通所施設事業所、社会福祉協議会などが連携し、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、地域社会における「心のバリアフリー」の実現を進めます。

（５）点検及び評価

障害者総合支援法において、市町村は障がい福祉計画に定める事項について調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更すること等の措置を講じることが規定されています。

このような「計画（Plan）」「実行（DO）」「評価（Check）」「改善（Act）」のサイクルを踏まえ、成果目標（第3章参照）や各種サービスの必要見込量（第4章～第5章参照）について毎年度点検及び評価を行い、計画の着実な推進を目指します。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

第1節 人口・世帯の状況

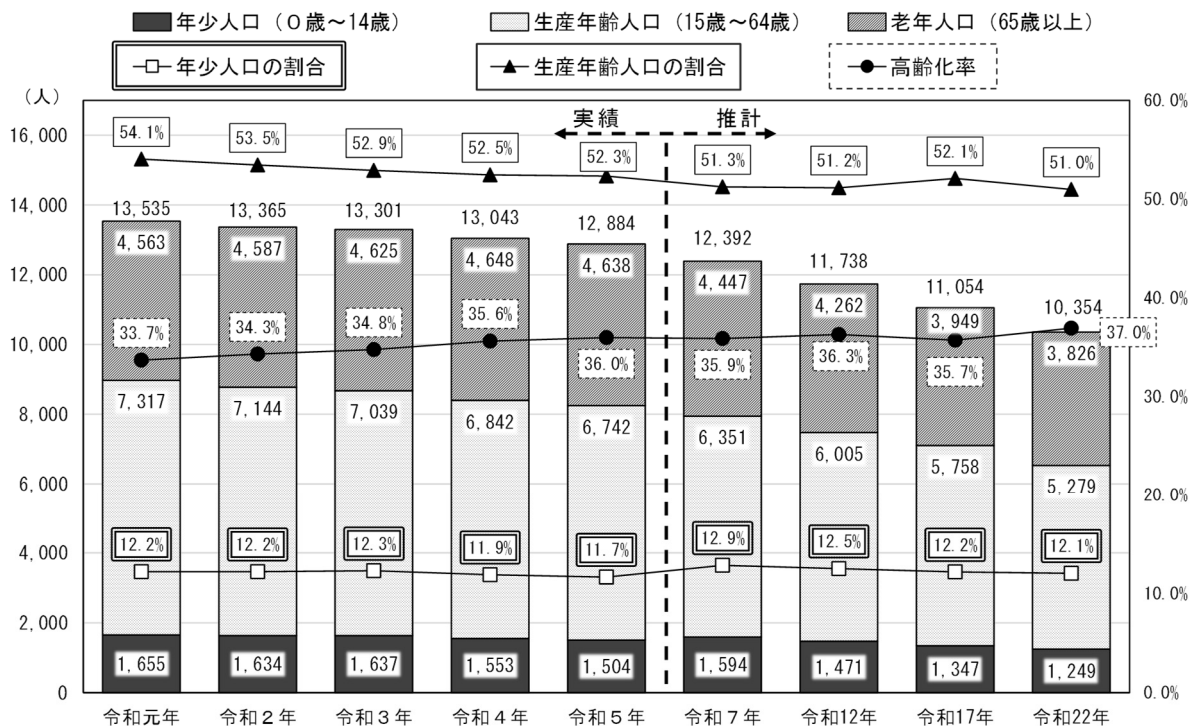
1 人口構成の状況

桂川町の総人口は、一貫して減少傾向にあり、令和元年の13,535人から令和5年の12,884人となり、4年間で651人減少しています。

年齢3区分でみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少が続くなか、老年人口（65歳以上）は増加傾向となっています。

また、年少人口と生産年齢人口の割合をみると、令和元年から令和5年にかけて減少している一方、高齢化率は増加しています。

< 総人口・年齢3区分別人口の推移 >



単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年
総人口	13,535	13,365	13,301	13,043	12,884	12,392	11,738	11,054	10,354
構成比（%）	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
年少人口（0歳～14歳）	1,655	1,634	1,637	1,553	1,504	1,594	1,471	1,347	1,249
構成比（%）	12.2%	12.2%	12.3%	11.9%	11.7%	12.9%	12.5%	12.2%	12.1%
生産年齢人口（15歳～64歳）	7,317	7,144	7,039	6,842	6,742	6,351	6,005	5,758	5,279
構成比（%）	54.1%	53.5%	52.9%	52.5%	52.3%	51.3%	51.2%	52.1%	51.0%
老年人口（65歳以上）	4,563	4,587	4,625	4,648	4,638	4,447	4,262	3,949	3,826
構成比（%）	33.7%	34.3%	34.8%	35.6%	36.0%	35.9%	36.3%	35.7%	37.0%

資料：住民基本台帳（各年9月末）

※令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計値

2 世帯構成の状況

桂川町の世帯構成の推移をみると、一般世帯数は増加傾向にあり、平成2年から令和2年の30年間で589世帯増加しています。

内訳をみると、核家族世帯（夫婦とその未婚の子、夫婦のみ、父親または母親とその未婚の子のいずれかからなる世帯）の一般世帯に占める割合は平成2年の63.4%から令和2年で60.1%まで減少しています。核家族世帯に占める高齢者夫婦のみの世帯の割合をみると、平成2年の8.3%から令和2年の15.2%に増加しています。

単独世帯（ひとり暮らしの世帯）をみると、平成2年の756世帯が令和2年では1,455世帯となっており、30年間で699世帯増加しています。そのうち、高齢者のひとり暮らし世帯が535世帯の増加で、高齢者のひとり暮らし世帯の急増が単独世帯の増加の大きな要因といえます。また、単独世帯に占める高齢者のひとり暮らし世帯の割合が、平成2年の7.3%から令和2年では16.9%と増加しています。

高齢者世帯を中心に世帯の小規模化が急速に進行している様子がうかがえます。

< 世帯構成の推移 >

単位：世帯

	一般世帯 総数	核家族 世帯数	高齢者 夫婦のみ	単独 世帯数	高齢者 ひとり暮らし
平成2年	4,522	2,866	376	756	328
	100.0%	63.4%	8.3%	16.7%	7.3%
平成7年	4,765	2,992	398	868	403
	100.0%	62.8%	8.4%	18.2%	8.5%
平成12年	4,993	3,118	473	993	496
	100.0%	62.4%	9.5%	19.9%	9.9%
平成17年	5,249	3,216	500	1,213	619
	100.0%	61.3%	9.5%	23.1%	11.8%
平成22年	5,204	3,146	531	1,306	671
	100.0%	60.5%	10.2%	25.1%	12.9%
平成27年	5,205	3,139	653	1,392	783
	100.0%	60.3%	12.5%	26.7%	15.0%
令和2年	5,111	3,072	778	1,455	863
	100.0%	60.1%	15.2%	28.5%	16.9%

資料：国勢調査

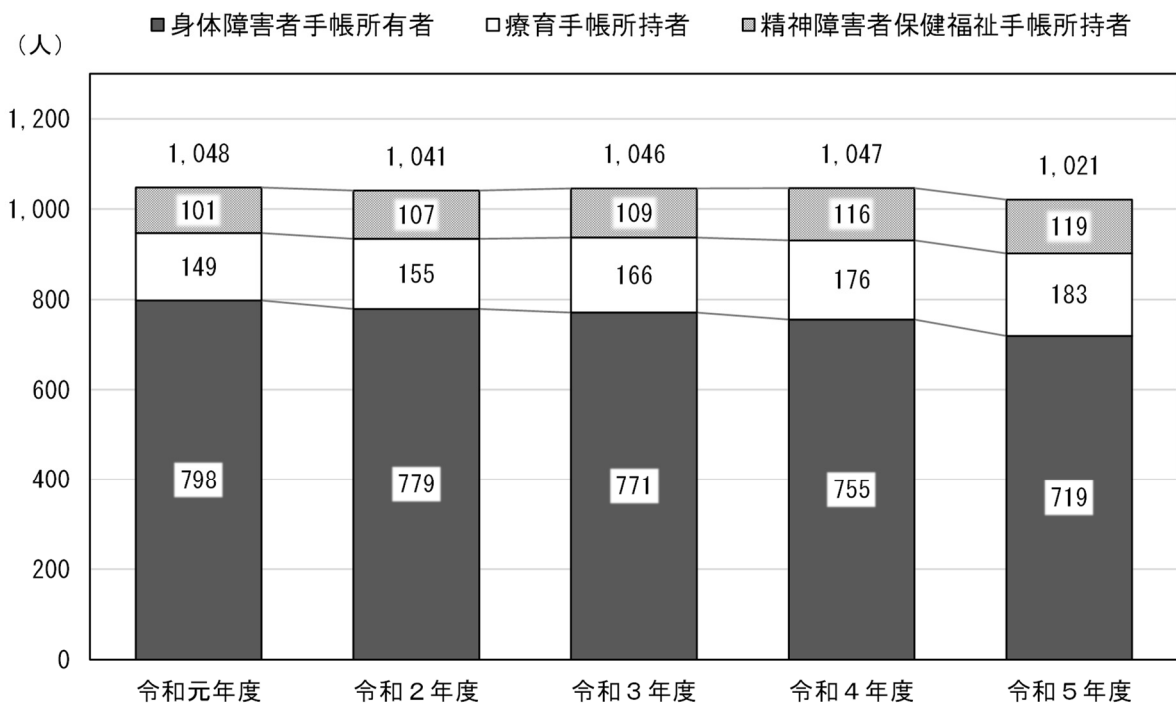
第2節 障がい者手帳所持者などの状況

1 障がい者手帳所持者の状況

令和5年度の障がい者手帳所持者は1,021人（身体障害者手帳所持者719人、療育手帳所持者183人、精神障害者保健福祉手帳所持者119人）となっています。

令和元年度以降の障がい者手帳の推移をみると、「身体障害者手帳所持者」は、減少している一方、「療育手帳所持者」と「精神障害者保健福祉手帳所持者」は増加しています。

< 障がい者手帳所持者数の推移 >



資料：健康福祉課（各年10月1日現在）

2 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳の所持者数の推移をみると、令和元年度に798人であったものが、令和5年度には719人となり、79人減少しました。

年代別にみると、18歳以上が99.0%を占めています。

障がい程度別にみると、最も重度である1級が最も多く、4級が続いています。令和5年度では「1級と2級」が46.6%、「3級と4級」が35.1%、「5級と6級」が18.4%となっており、重度の手帳所持者が高い割合を占めています。

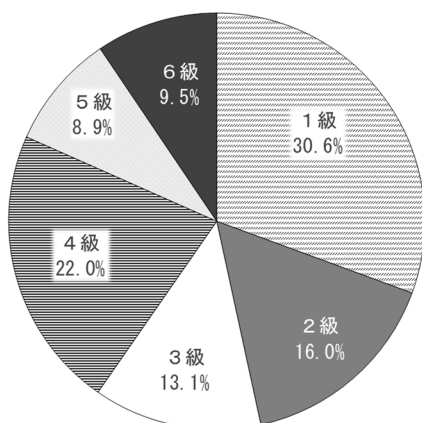
障がい種別にみると、肢体不自由の手帳所持者数が最も多く、令和5年度では398人で、全体の55.4%を占めています。次いで、内部障がいの179人（24.9%）、視覚障がいの70人（9.7%）が続いています。

< 身体障害者手帳所持者数の推移 >

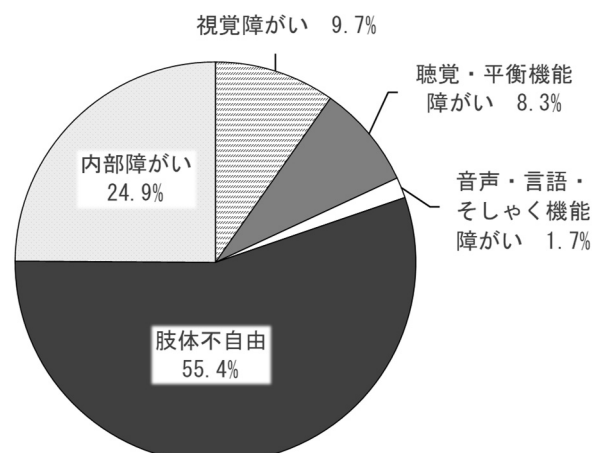
区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	単位:人 令和5年度
合計		798	779	771	755	719	100.0%
年代別	18歳未満	10	7	5	6	7	1.0%
	18歳～64歳	184	173	175	162	152	21.1%
	65歳以上	604	599	591	587	560	77.9%
障がい程度別	1級	225	223	225	225	220	30.6%
	2級	140	135	127	120	115	16.0%
	3級	111	106	105	102	94	13.1%
	4級	175	174	175	166	158	22.0%
	5級	76	71	67	68	64	8.9%
	6級	71	70	72	74	68	9.5%
障がい種別	視覚障がい	81	79	78	74	70	9.7%
	聴覚・平衡機能障がい	76	72	70	67	60	8.3%
	音声・言語・そしゃく機能障がい	14	14	14	11	12	1.7%
	肢体不自由	455	433	422	418	398	55.4%
	内部障がい	172	181	187	185	179	24.9%

資料：健康福祉課（各年10月1日現在）

< 障がい程度別の割合 > (令和5年)



< 障がい種別の割合 > (令和5年)



3 知的障がいのある人の状況

療育手帳の所持者数の推移をみると、令和元年度に149人であったものが、令和5年度には183人となり、34人増加しました。

年代別にみると、「18歳～64歳」が60.7%と最も多く、次いで「18歳未満」が25.7%、「65歳以上」が13.7%となっています。

障がい程度別にみると、「A（重度）」よりも「B（中・軽度）」の手帳所持者数の方が多くなっています。令和5年度では、「B（中・軽度）」の手帳所持者が104人で全体の56.8%となっています。

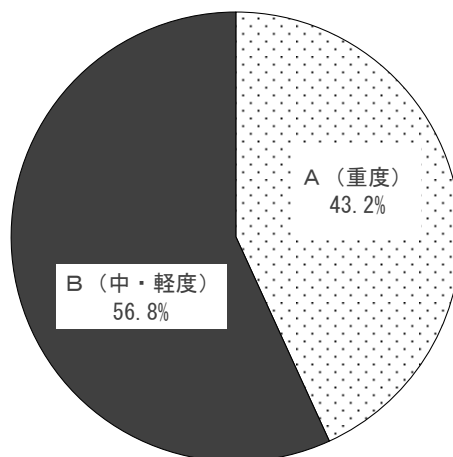
< 療育手帳所持者数の推移 >

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
合計		149	155	166	176	183	100.0%
年代別	18歳未満	26	28	37	46	47	25.7%
	18歳～64歳	105	110	109	106	111	60.7%
	65歳以上	18	17	20	24	25	13.7%
障がい程度別	A（重度）	72	74	77	78	79	43.2%
	B（中・軽度）	77	81	89	98	104	56.8%

単位：人

資料：健康福祉課（各年10月1日現在）

< 障がい程度別の割合 >
(令和5年)



4 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移をみると、令和元年度に101人であったものが、令和5年度には119人となり、18人増加しました。

年代別にみると、18歳～64歳が86人で全体の72.3%を占めています。

障がい程度別にみると、2級の手帳所持者の割合が最も高くなっています。令和5年度では2級の手帳所持者が65人で全体の54.6%を占めています。

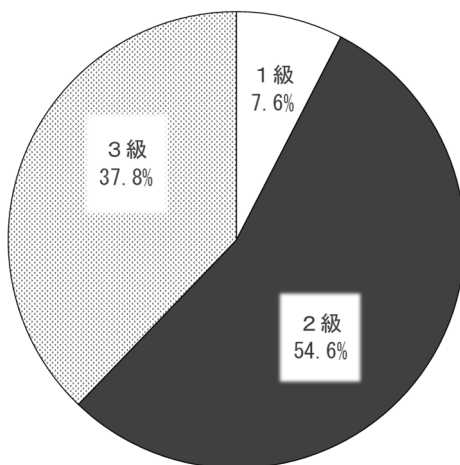
< 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 >

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
合計		101	107	109	116	119	100.0%
年代別	18歳未満	2	2	2	3	4	3.4%
	18歳～64歳	76	80	81	88	86	72.3%
	65歳以上	23	25	26	25	29	24.4%
障がい程度別	1級	7	7	7	8	9	7.6%
	2級	58	62	66	70	65	54.6%
	3級	36	38	36	38	45	37.8%

単位:人

資料:健康福祉課(各年10月1日現在)

< 障がい程度別の割合 >
(令和5年)



自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移をみると、令和元年度に197人であったものが、令和5年度には218人となり、21人増加しました。

< 自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移 >

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立支援医療(精神通院医療)受給者数	197	188	185	157	218

単位:人

資料:健康福祉課(各年10月1日現在)

5 難病患者の状況

「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。例えば、パーキンソン病や筋萎縮性側索硬化症（ALS）などが難病に該当します。

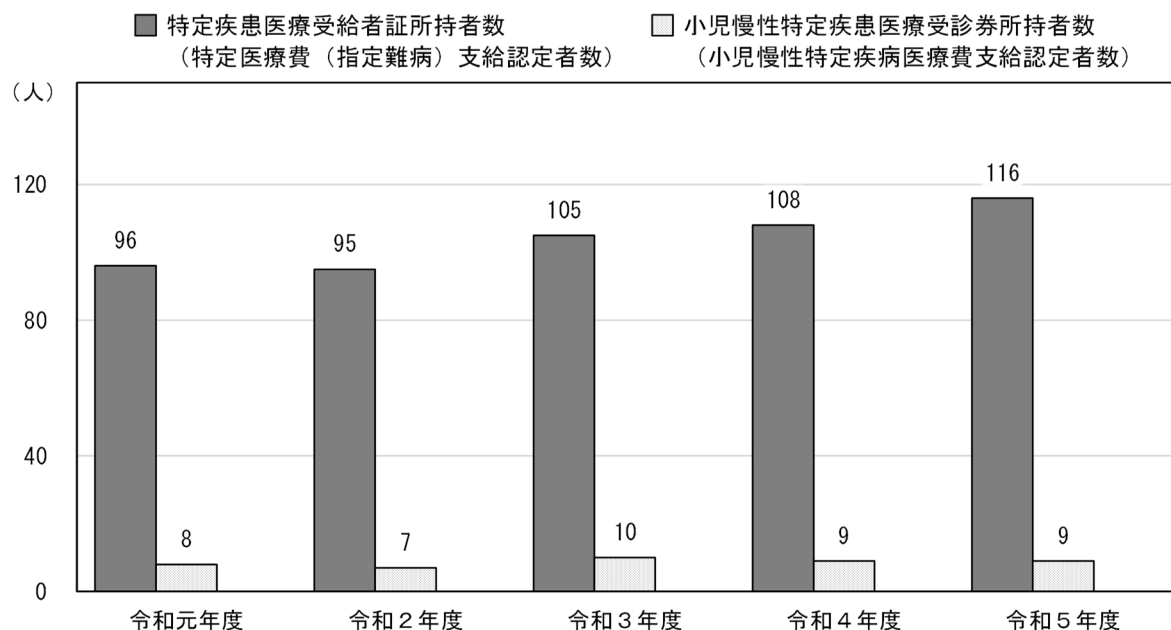
難病のうち、平成26年12月までは、130の疾患が国の難治性疾患克服研究事業の対象となっており、そのうち、56の疾患が医療費補助制度の対象となっていました。また、子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる小児がんなどの特定の疾患については、514疾患（11疾患群）が医療費助成制度の対象となっていました。

平成27年1月1日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」と「改正児童福祉法」の施行により、新しい医療費助成制度が開始され、対象の疾病の拡大が図られました。

医療費助成制度の対象となる指定難病は、平成29年4月から330疾病、平成30年4月から331疾病、令和元年7月から333疾病、令和3年11月から338疾病となりました。また、小児慢性特定疾病は、平成29年4月から722疾病、平成30年4月からは757疾病、令和3年11月から788疾病となりました。

桂川町では、特定疾患医療受給者証所持者数は、令和元年の96人と令和5年の116人を比較すると20人増加しています。また、令和5年の小児慢性特定疾患医療受診券所持者数は、9人となっています。

＜ 特定疾患医療受給者証所持者数などの推移 ＞



資料：福岡県（各年度4月1日現在）

第3節 サービス給付費の状況

障害福祉サービスや障がい児福祉サービスなどのサービス給付費は、平成30年度に503,420千円であったものが、令和4年度には662,970千円となり、この間159,550千円増加しました。特に、障がい児給付費は、119,649千円増と大きく増加しています。

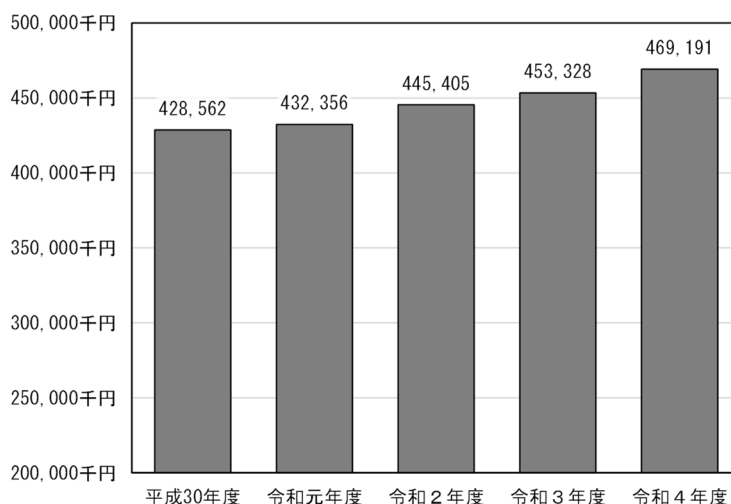
＜サービス給付費の推移＞

単位：人

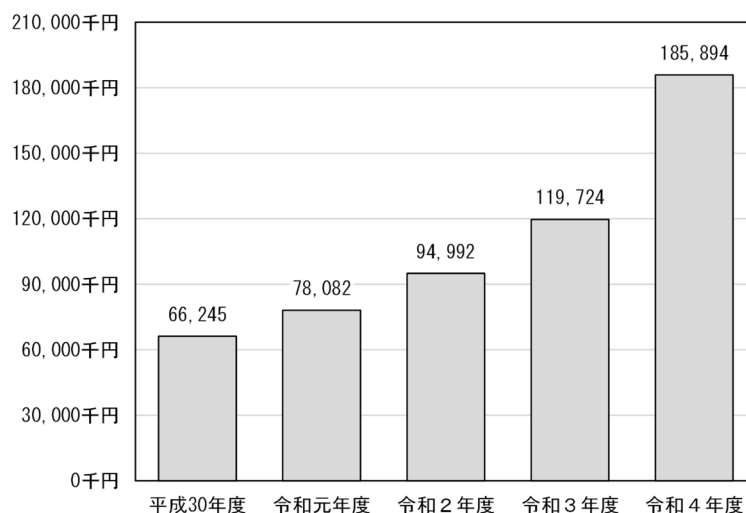
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立支援給付費	428,562千円	432,356千円	445,405千円	453,328千円	469,191千円
障がい児給付費	66,245千円	78,082千円	94,992千円	119,724千円	185,894千円
地域生活支援事業費	8,613千円	8,935千円	8,233千円	20,123千円	7,885千円
総数	503,420千円	519,373千円	548,630千円	593,175千円	662,970千円

資料：健康福祉課

＜自立支援給付費の推移＞



＜障がい児給付費の推移＞



第3章 令和8年度に向けた成果目標

障がいのある人や障がいのある子どもの自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、必要な障がい福祉サービスや障がい児通所支援などを提供する体制の確保に関する成果目標を、国の基本指針に即して、以下のとおり設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 基本的な考え方

福祉施設に入所している障がい者のうち、障がい福祉サービス等を利用しながら、グループホームや自宅での生活に移行する人の数を見込み、成果目標を設定します。本町では、福祉施設から地域生活への移行について、適切な意思決定支援を行いつつ、希望する地域での暮らしを継続することができるよう、支援体制の構築を進めます。

(2) 国の基本指針

① 福祉施設入所者数の減少	令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
② 地域生活への移行	令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

(3) 本町における成果目標

項目	単位	数値	考え方
入所者数(基準値)	人	45	令和4年度末の人数(A)
目標年度入所者数	人	42	令和8年度末時点の利用見込み(B)
目標値(削減見込み)	人	3	$(A) - (B) = (C)$
	%	6.7%	$(C) \div (A) = (D)$ (国の基準5.0%以上)
目標値(地域生活移行数)	人	3	施設入所からグループホームなどへの移行者数(E)
	%	6.7%	$(E) \div (A)$ (国の基準6.0%以上)

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 基本的な考え方

精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、住まい、障がい福祉、医療、介護、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目的とした、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークによる、保健、医療及び福祉関係者による協議の場として専門部会を設置しました。圏域内の関係機関と連携し、精神障がいのある人への地域生活支援のニーズや課題を整理し、地域移行の推進に努めます。

(2) 国の基本指針

① 精神障がい者の地域生活日数	精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
② 長期入院患者の地域生活への移行	1年以上長期入院患者の一定数を地域生活へ移行することを、目標値として設定する。
③ 精神病床における早期退院率	入院後3か月時点の退院率については68.9%以上、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上、入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする。

(3) 本町における成果目標

保健、医療及び福祉関係者 による協議の場	単位	【第6期】（実績）			【第7期】（見込み）		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
開催回数	回	2	6	－	7	7	7
参加者数	人	27	79	－	63	63	63
目標設定の回数	回	1	1	－	6	6	6
評価の実施回数	回	1	1	1	1	1	1

3 地域生活支援の充実

(1) 基本的な考え方

障がいのある人の高齢化・重度化とともに、「親亡き後」を見据えながら、障がいのある人やその家族が安心して住み慣れた地域で生活を継続できるように、緊急時の受入対応体制の確保、地域移行のための体験の場の活用、人材の養成・確保などの支援体制の充実を図るため、飯塚圏域における「面的整備型」による地域生活支援拠点を設置しました。

機能の充実のため、コーディネーターを配置し、支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年2回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討します。

また、強度行動障がいのある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、関係機関等が連携した支援体制の整備を進めます。

(2) 国の基本指針

① 地域生活支援拠点等の整備およびその機能の充実	コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
② 強度行動障がいを有する障がい者の支援体制の充実	支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

(3) 本町における成果目標

	単位	【第6期】（実績）			【第7期】（見込み）		
		令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）	令和6年度 （2024）	令和7年度 （2025）	令和8年度 （2026）
地域生活支援拠点等の設置箇所数	箇所	0	1	1	1	1	1
生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置人数	人	0	1	1	1	1	1
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	回	24	24	24	24	24	24

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 基本的な考え方

国は、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、障がいのある人が一般就労へ移行すること、また就労定着支援を通じて就労移行した人の職場への定着を促進しています。本町においても事業所や関係機関と連携・協力し、就労移行支援事業の強化と就労定着支援の提供に取り組めます。

(2) 国の基本指針

① 令和8年度の年間一般就労移行者数	福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の数について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上、さらに就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援A型事業については令和3年度の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。
② 就労定着支援事業の利用者数	令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
③ 就労定着支援事業による就労定着率	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

(3) 本町における成果目標

項目	単位	数値	考え方
年間一般就労移行者数 (基準値)	人	1	福祉施設の利用者のうち、令和3年度中に一般就労した人の数(A)
目標値(目標年度の年間 一般就労移行者数)	人	2	福祉施設の利用者のうち、令和8年度中に一般就労する人の数(国の 基準: 令和3年度の基準値の1.28倍以上) $(A) \times 1.28 = 1.28$
就労移行支援事業を通じた年間一般就労移 行者数(基準値)	人	1	就労移行支援事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労した人の 数(B)
目標値(目標年度の就労移行支援事業を通 じた年間一般就労移行者数)	人	2	令和8年度の就労移行支援事業を通じた年間一般就労移行者数(国 の基準: 令和3年度の基準値の1.31倍以上) $(B) \times 1.31 = 1.31$
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の 就労移行支援事業所数	%	50	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が全体の5割以上 とすることを目標とします。
就労継続支援A型事業を通じた令和3年度の 年間一般就労移行者数(基準値)	人	2	就労継続支援A型の利用者のうち、令和3年度中に一般就労した人の 数(C)
目標値(目標年度の就労継続支援A型事業 を通じた年間一般就労移行者数)	人	3	令和5年度の就労継続支援A型事業を通じた年間一般就労移行者数 (国の基準: 令和3年度の基準値の1.29倍以上) $(C) \times 1.29 = 2.58$
就労継続支援B型事業を通じた令和3年度の 年間一般就労移行者数(基準値)	人	1	就労継続支援B型の利用者のうち、令和3年度に一般就労した人の数 (D)
目標値(目標年度の就労継続支援B型事業 を通じた年間一般就労移行者数利用者数)	人	2	就労継続支援B型事業を通じた年間一般就労移行者数(国の基準: 令和3年度の基準値の1.28倍以上) $(D) \times 1.28 = 1.28$
就労定着支援事業の年間利用者数(基 準値)	人	3	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、令 和3年度中に就労定着支援事業を利用した人の数(E)
目標値(目標年度の就労定着支援事業 の年間利用者数)	人	5	就労定着支援事業の年間利用者数(国の基準: 令和3年度の基準値 の1.41倍以上) $(E) \times 1.41 = 4.23$
就労定着支援事業による職場定着率	%	100	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体 の2割5分以上とすることを目標とします。
就労定着支援事業所数	件	1	-
うち就労定着率が7割以上の事 業所数	件	1	-

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 基本的な考え方

国の基本指針を踏まえ、障がい児支援の提供体制等を確保するため、以下の4点に関して目標値を設定し、取り組みます。

1) 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターについては、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図ったうえで、地域における中核的な支援施設として位置付け、障がい児通所支援などを実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障がい児通所支援の体制整備を図っていくことが大切になります。桂川町では、飯塚市、嘉麻市と連携し、同センターへ地域の障がい児通所支援事業所や関係行政機関などとの連携を働きかけ、飯塚圏域における障がい児通所支援の体制整備の充実を図ります。

2) 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

年少期からのインクルージョンを推進し、障がいの有無にかかわらず様々な遊びを通して共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てるようにして、障がい児通所支援事業所等が保育所訪問支援等を活用し保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制の構築を進めます。

3) 重症心身障がいのある子どもを支援する事業所の確保

重症心身障がいのある子どもが身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービスなどを受けることができるように、飯塚市、嘉麻市と連携し、地域における課題の整理やネットワークの構築などを行うことで、支援体制の充実を図ります。

4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークにおいて医療的ケアを必要とする子どもの地域支援に関する専門部会を設置し、地域の課題の解決を目的とした協議を行ってきました。今後も、関係機関との協議の場において、医療的ケア児が適切な支援を受けることができる体制の整備について協議を行うとともに、障がい児相談支援事業所への医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を進めます。

(2) 国の基本指針

① 児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。(圏域での設置可)
② 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進	児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和8年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。(圏域での確保可)
④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。(都道府県が関与した上での圏域での設置可)

(3) 本町における成果目標

	単位	【第2期】	【第3期】(見込み)		
		令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
児童発達支援センター数	か所	4	4	4	4
保育所等訪問支援事業者数	か所	7	8	9	10
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	か所	11	11	11	11
重症心身障がい児を支援する放課後デイサービス事業所数	か所	13	13	13	13
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	人	3	3	3	3

6 相談支援体制の充実・強化等

(1) 基本的な考え方

相談支援体制を充実・強化するため、飯塚圏域において、基幹相談支援センターを設置しています。地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業所の人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組など、地域の相談支援体制の強化を図ります。

また、個別の事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、必要な協議会の体制を整備します。

(2) 国の基本指針

① 基幹相談支援センターの設置等	令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置を含む。)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
② 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

(3) 本町における成果目標

項目	内容		単位	【第6期】			【第7期】		
				令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
総合的・専門的な相談支援	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	見込み	実施の有無	有	有	有	有	有	有
		実績		有	有	有	-	-	-
地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	見込み	件	500	500	500	500	500	500
		実績		504	515	-	-	-	-
	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	見込み	人	40	40	50	50	50	50
		実績		50	80	-	-	-	-
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	見込み	回	6	6	6	6	6	6
		実績		5	6	-	-	-	-
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	見込み	件	4	6	6	6	6	6
		実績		3	6	-	-	-	-

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 基本的な考え方

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とするサービス等の提供を行うことが重要です。そのため、市町村の職員には、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とするサービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望まれています。また、障がい者自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要です。

桂川町では、障がい福祉サービス等に係る福岡県が実施する各種研修をはじめ、関係機関が実施する研修を活用した職員の資質向上に努めます。また、障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、飯塚市・嘉麻市との情報共有を行うとともに、その分析結果をもとに圏域内の事業所向け説明会を実施することで、事業所運営の適正化を図ります。

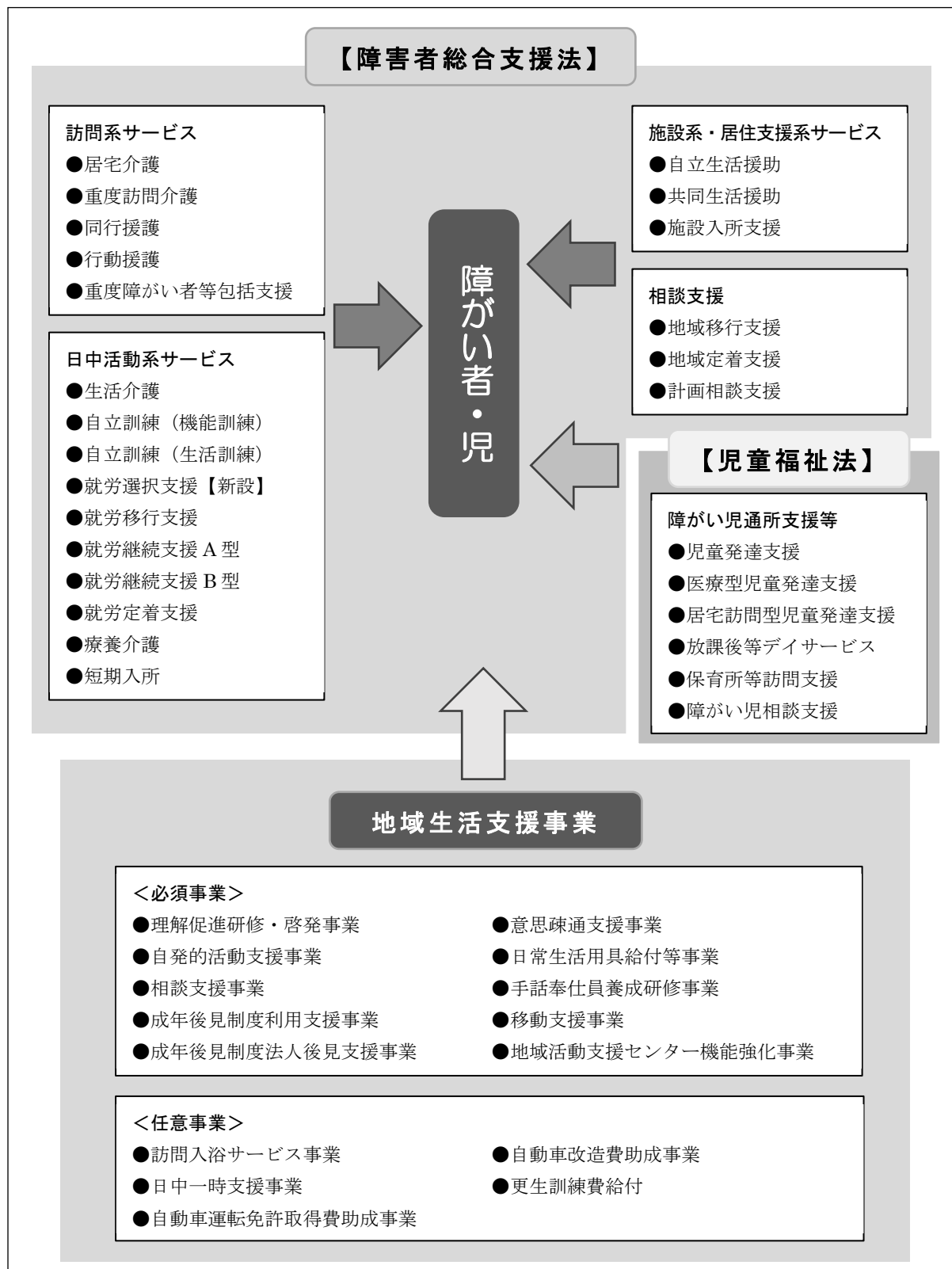
(2) 国の基本指針

① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加
② 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築

(3) 本町における成果目標

項目	内容	単位	【第6期】（実績）			【第7期】（見込み）		
			令和3年度 （2021）	令和4年度 （2022）	令和5年度 （2023）	令和6年度 （2024）	令和7年度 （2025）	令和8年度 （2026）
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	福岡県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への町職員の参加人数	人	3	3	3	4	4	4
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	実施の有無	有	有	有	有	有	有
		回	1	1	1	1	1	1

第4章 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系





第5章 障がい福祉サービスの見込量と確保策

障がい等のある人へのサービスを提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とし、本町では、令和6年度～令和8年度までの各サービスの見込量を設定します。見込量については、過去の各サービスの実績値や障がい者手帳所持者の推移などの傾向から算出しました。

第1節 訪問系サービス

障がい等のある人の在宅生活を支えるため、自宅での介護や外出時の移動支援などを行います。

【 サービスの概要 】

サービス名	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事などの介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事などの介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障がい者等 包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

【 サービスの見込量 】

サービス名	単位	第6期			第7期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		実績		見込み	見込み		
居宅介護（ホームヘルプ）	実人数（／月）	23	24	27	24	25	27
	時間（／月）	185	247	245	276	287	310
重度訪問介護	実人数（／月）	1	1	0	1	1	1
	時間（／月）	62	8	0	62	62	62
同行援護	実人数（／月）	0	0	0	0	0	0
	時間（／月）	0	0	0	0	0	0
行動援護	実人数（／月）	0	0	0	0	0	0
	時間（／月）	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	実人数（／月）	0	0	0	0	0	0
	時間（／月）	0	0	0	0	0	0

【 見込量確保の方策 】

- 障がいのある人や障がいのある子ども、難病を患っている人のそれぞれの特性に応じるため、障がい福祉サービス事業所や医療機関などとの連携を強化するとともに、ホームヘルパーなどの養成と確保を働きかけるなど、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを提供できる体制づくりを推進します。
- 県・周辺自治体との連携を図り、広域的なサービス調整と新規事業者の参入を働きかけていきます。

第2節 日中活動系サービス

自立と社会経済活動への参加に向け、必要な訓練及び職業の提供を行うなど、日中活動を支援します。

【 サービスの概要 】

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事などに関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 （機能訓練）	障がいのある人または難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活などに関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談及び助言などの支援を行います。
就労選択支援	一般就労や障がい福祉サービスの利用を希望する障がいのある人と共同で作成した就労アセスメントを活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 （A型〔雇用型〕）	企業などに就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援 （B型〔非雇用型〕）	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。
就労定着支援	就労に向けた支援を受けて、通常の事業所に新たに雇用された障がいのある人に対し、一定期間にわたり、事業所での就労の継続を図るために必要な事業所の事業主、障がい福祉サービス事業所、医療機関などとの連絡調整などを行うサービスです。
療養介護	医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設などに短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。障がい者支援施設などにおいて実施される「福祉型」と、病院や診療所、介護老人保健施設において実施され、重症心身障がいなどのある人や子どもが利用する「医療型」があります。
-------------------	---

【 サービスの見込量 】

サービス名	単位	第6期			第7期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		実績		見込み	見込み		
生活介護	実人数(／月)	59	56	55	53	53	53
	人日(／月)	1,139	1,108	917	1,107	1,107	1,107
自立訓練(機能訓練)	実人数(／月)	1	2	2	3	3	3
	人日(／月)	4	19	17	18	18	18
自立訓練(生活訓練)	実人数(／月)	4	6	6	6	7	8
	人日(／月)	26	41	49	85	99	113
内、精神障がいのある人	人日(／月)	6	36	21	47	54	61
就労選択支援	実人数(／月)	-	-	-		1	2
	人日(／月)	-	-	-		23	46
就労移行支援	実人数(／月)	5	5	7	4	4	4
	人日(／月)	73	56	74	106	106	106
就労継続支援(A型)	実人数(／月)	17	19	18	19	20	21
	人日(／月)	274	318	313	382	402	422
就労継続支援(B型)	実人数(／月)	62	68	66	65	69	73
	人日(／月)	929	1,047	994	1,215	1,290	1,365
就労定着支援	実人数(／月)	1	2	3	2	2	2
療養介護	実人数(／月)	2	2	2	2	2	2
短期入所(ショートステイ) 福祉型	実人数(／月)	3	7	8	8	9	11
	人日(／月)	9	32	47	46	52	63
短期入所(ショートステイ) 医療型	実人数(／月)	1	1	1	1	1	1
	人日(／月)	12	13	13	14	14	14

【 見込量確保の方策 】

- 障がい福祉サービス事業所や医療機関などとの連携を強化するとともに、指導や支援を担う専門職の養成と確保を働きかけ、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切な日中活動の場と必要なサービス量を提供できる体制づくりを推進します。
- 就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、利用ニーズの把握に努め、障がい福祉サービス事業者などと連携してサービス調整を図るとともに、必要なサービス量の確保に努めます。併せて、公共職業安定所や保健福祉環境事務所、商工会、障がい福祉サービス事業者、民間企業、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関とのネットワークの形成及び障がい者トライアル雇用やジョブコーチ制度などの活用を促進します。
- 就労選択支援に関しては、就労アセスメントを行い、希望する職種や労働条件、持っている能力や適性、働き始めた後に必要な合理的配慮の内容などを障がいのある人と協力して進めることができる体制を整備していきます

第3節 居住系サービス

障がいのある人に住まいの場を提供し、日常生活上の介護などの必要なサービスを行います。また、一人暮らしを希望する障がいのある人に対して定期的な巡回訪問や必要な助言等を行います。

【 サービスの概要 】

サービス名	内 容
自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がいのある人について、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整等の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事などの介護、生活などに関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間などにおけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。

【 サービスの見込量 】

サービス名	単位	第6期			第7期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		実績		見込み	見込み		
自立生活援助	実人数(／月)	0	0	0	0	0	0
内、精神障がいのある人		0	0	0	0	0	0
共同生活援助(グループホーム)	実人数(／月)	41	45	44	43	44	45
内、精神障がいのある人		12	14	12	13	13	14
施設入所支援	実人数	30	28	27	26	26	25

【 見込量確保の方策 】

- 共同生活援助（グループホーム）については、障がいのある人が仲間とともに、地域において必要な支援や介護を受けながら暮らす生活の場として、今後整備の必要性が高まると考えられます。自立生活援助についても同様です。そのため、地域住民の理解を促すとともに、障がい福祉サービス事業者や障がいのある人にかかわる諸団体などへの情報提供などを行い、整備の支援に努めます。
- 施設入所支援については、認定審査を通じて決定する障がい支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう、入所利用の適正化と広域的な施設利用の視点も含めたサービス調整に努めます。

第4節 相談支援

障がいのある人の地域生活への移行に対して、個人のニーズに沿った適切なサービスを提供できるよう相談支援を行います。

【 サービスの概要 】

サービス名	内 容
地域移行支援	障がい者支援施設などに入所している人、精神科病院に入院している人、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行います。
地域定着支援	単身などで生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際の訪問や相談など、障がいのある人の地域生活の継続に関する支援を行います。
計画相談支援	障がい福祉サービス利用申請に伴い、その人がどんな生活を望んでいるのか、そのために何のサービスをどのように利用するか、一人ひとりに応じた「サービス等利用計画」を作成します。また、サービスの支給決定後、一定期間ごとにサービスの利用状況や本人の意向などを確認し（モニタリング）、必要に応じて計画の見直しを行います。

【 サービスの見込量 】

サービス名	単位	第6期			第7期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		実績		見込み	見込み		
地域移行支援	実人数	0	0	0	0	0	0
内、精神障がいのある人		0	0	0	0	0	0
地域定着支援	実人数	0	0	0	0	0	0
内、精神障がいのある人		0	0	0	0	0	0
計画相談支援	実人数	156	162	146	180	186	194

【 見込量確保の方策 】

- 障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人が、ニーズに応じた福祉サービスを利用できるよう、適切なサービス利用計画の作成を行います。
- 障がい者支援施設などに入所している障がいのある人、精神科病院に入院している精神障がいのある人、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人の地域移行や地域定着を進めるため、相談支援（住居の確保、同行援護、常時の連絡体制、緊急事態への対応など）の充実を図ります。そのため、対象者の把握を行うとともに関連機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の確保を図ります。

第6章 障がい児福祉サービスの見込量と確保策

障がい等のある子どもの健やかな育成を支援するため、子ども及びその家族に対して、障がい等の疑いがある段階から身近な地域で支援ができるよう、障がい児通所支援や障がい児相談支援の見込量及びその確保の方策について設定し、地域支援体制の構築を目指します。

第1節 障がい児通所支援

【 サービスの概要 】

サービス名	内 容
児童発達支援	就学前の障がいのある児童に対して、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
医療型 児童発達支援	医学的管理下での指導の必要性が認められる就学前の児童に対して「児童発達支援」と同様の指導や訓練等を行うとともに、児童の身体の状態により治療も行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にある児童であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
放課後等 デイサービス	就学後の障がいのある児童に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある子どもや保育所などのスタッフに対し、障がいのある子どもが集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

【 サービスの見込量 】

サービス名	単位	第6期			第7期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		実績		見込み	見込み		
児童発達支援	実人数（／月）	40	55	41	49	55	60
	人日（／月）	321	549	189	531	596	650
医療型児童発達支援	実人数（／月）	0	0	0	0	0	0
	人日（／月）	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	実人数（／月）	0	0	0	0	0	0
	人日（／月）	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	実人数（／月）	49	63	83	76	84	93
	人日（／月）	529	695	399	1,004	1,110	1,229
保育所等訪問支援	実人数（／月）	0	4	7	3	4	5
	人日（／月）	0	6	21	6	8	10

【 見込量確保の方策 】

- 障がい福祉サービス事業者や医療機関などとの連携を強化するとともに、指導や支援を担う専門職の養成と確保を働きかけ、サービスを利用する障がいのある子どもやその家族の状況に応じた適切かつ必要なサービス量を提供できる体制づくりを推進します。

第2節 障がい児相談支援

【サービスの概要】

サービス名	内 容
障がい児相談支援	障がいのある子どもが障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）などの支援を行います。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	第6期			第7期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		実績		見込み	見込み		
障がい児相談支援	年間利用者数	88	120	102	128	143	158

【見込量確保の方策】

- サービスを利用するすべての障がいのある子どもが、その子どもや家族のニーズに応じたサービスを利用できるよう、適切なサービス利用計画の作成を行います。そのため、対象となる子どもの把握を行うとともに関連機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の確保を図ります。

第7章 地域生活支援事業の見込量と確保策

障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟にサービスを実施することを目的とした事業です。

地域生活支援事業には、自治体が必ず実施しなければならない「必須事業」と、自治体の判断で独自に実施することができる「任意事業」があります。

第1節 必須事業

【 サービスの概要 】

サービス名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活など社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会や啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	
障がい者相談支援事業	障がいのある人や家族などの介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助などを行います。桂川町では、飯塚市と嘉麻市の広域で本事業を実施しています。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門職員を配置し、障がい者相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組を実施します。桂川町では、飯塚市と嘉麻市の広域で基幹相談支援センターを設置しています。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	知的障がい者・精神障がい者などで、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により、入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整などの支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通して障がいのある人の地域生活を支援します。

第7章 地域生活支援事業の見込量と確保策
第1節 必須事業

サービス名	内 容
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用または利用しようとする知的障がいのある人または精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や手話奉仕員の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に対して以下のような日常生活用具の給付または貸与を行います。 ①介護・訓練支援用具 ②自立生活支援用具 ③在宅療養等支援用具 ④情報・意思疎通支援用具 ⑤排泄管理支援用具 ⑥居宅生活動作補助用具（在宅改修費）
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、桂川町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。個別支援が必要な障がいのある人に対するマンツーマンでの支援（個別支援型）、グループ活動などの複数に対する同時支援（グループ支援型）を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターでは、障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行います。 桂川町では、地域活動支援センターⅠ型を飯塚市と嘉麻市の広域で設置しています。地域活動支援センターⅠ型では、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供など（基礎的事業）に加え、その機能を強化するため、専門職（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を実施するとともに、相談支援事業も併せて実施します。

【 サービスの見込量 】

サービス名	単位	第6期			第7期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		実績		見込み	見込み		
理解促進研修・啓発事業	のべ件数	0	0	0	1	1	1
自発的活動支援事業	のべ件数	0	0	0	1	1	1
相談支援事業							
障がい者相談支援事業	実施か所数	4	3	3	4	4	4
基幹相談支援センター	設置か所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	のべ件数	0	0	0	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	のべ件数	0	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	のべ件数	0	0	0	1	1	1
意志相通支援事業							
手話奉仕員派遣	のべ回数	172	204	92	159	159	159
手話通訳者派遣	のべ回数						
手話通訳者設置	設置人数	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	のべ件数	1	0	1	2	2	2
自立生活支援用具		2	1	0	3	3	3
在宅療養支援用具		3	5	2	4	4	4
情報・意思疎通支援用具		4	7	5	4	4	4
排泄管理支援用具		474	458	274	459	459	459
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		0	0	0	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	受講者数	11	5	12	9	9	9
移動支援事業	実利用者数	13	10	10	14	14	14
	のべ時間	878	523	407	964	964	964
地域活動支援センター							
地域活動支援センターⅠ型	実施か所数	1	1	1	1	1	1
地域活動支援センター 機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【 見込量確保の方策 】

- 事業内容の広報や啓発に努めながら、事業の利用促進を図り、障がいのある人やその家族の支援を推進するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための学びの場や活動の場の充実を図ります。
- 障がいのある人の利用ニーズを把握し、障がいの特性に合わせた、適切なサービスを提供できるよう努めます。

第2節 任意事業

【サービスの概要】

サービス名	内 容
訪問入浴サービス事業	外出が困難な重度の障がいのある人に対し、訪問入浴車により利用対象者の家庭を訪問し、入浴及び清拭、またはこれに伴う介護を提供します。
日中一時支援事業	日中に一時的に見守りなどの支援が必要な障がいのある人に対して、日中における活動の場を提供し、障がい者の家族の就労及び一時的な休息を支援します。
自動車運転免許取得費助成事業	障がいのある人の社会参加の促進を目的として、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	障がいのある人の社会参加の促進を目的として、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
更生訓練費給付	社会復帰の促進を図ることを目的として、就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している障がいのある人に対して、更生訓練費を支給します。

【サービスの見込量】

サービス名	単位	第6期 実績			第7期 見込み		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		実績		見込み	見込み		
訪問入浴サービス	実利用者数	0	0	0	1	1	1
	のべ回数	0	0	0	20	20	20
日中一時支援	実利用者数	10	16	18	13	13	13
	のべ回数	155	335	380	295	295	295
自動車運転免許取得費助成	のべ件数	0	0	0	1	1	1
自動車改造費助成	のべ件数	1	1	1	2	2	2
更生訓練費給付	のべ件数	0	0	0	1	1	1

【見込量確保の方策】

- 事業内容の広報・啓発に努めるとともに、事業の利用促進を図り、障がいのある人やその家族の支援に努めます。
- 障がいのある人の利用ニーズを把握し、障がいの特性に合わせた、適切なサービスを提供できるよう努めます。

資料編

1 桂川町障害者施策推進協議会規則

○桂川町障害者施策推進協議会規則

平成 20 年 9 月 24 日

規則第 14 号

改正 平成 24 年 3 月 23 日規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、障害者福祉に関する総合的な施策について審議を行い、その推進に資するため、桂川町障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を町長に答申するものとする。

- (1) 障害者福祉計画の策定及び推進並びに障がい福祉計画の推進に関すること。
- (2) 障害者に関する総合的な施策の推進に関すること。
- (3) 障害者施策等の推進について、必要な関係行政機関相互の連絡調整に関すること。
- (4) その他障害福祉に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 名以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 障害者(児)福祉団体の代表者
- (4) 教育関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認められる者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、初回の任期は、平成 21 年 3 月末日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会は、第2条に掲げる事項について専門的な検討を行う必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第3号)

この規定は、公布の日から施行し、平成23年6月30日から適用する。

2 桂川町障がい者施策推進協議会委員名簿

選出団体等名	役職名	氏 名	備 考
桂川町社会福祉協議会	会 長	田 中 光 朗	会 長
桂川町議会	文教厚生委員会委員	吉 川 紀代子	副会長
桂川町民生児童委員協議会	民生委員・児童委員	中 嶋 淑 恵	
桂川町身体障害者福祉協会	会 長	芳 中 リツ子	
桂川手話の会	顧 問	右 田 よう子	
桂川町手をつなぐ育成会	会 長	田 中 千津代	
桂川町教育委員会	教育委員	新 宮 鈴 香	
桂川町区長会	区 長	池 部 稔	
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	社会福祉課長	亀 崎 満	
飯塚公共職業安定所	統括職業指導官	宮 川 和 弘	

3 計画策定の経緯

開催日	会 議	内 容
令和5年 9月 7日	第1回協議会	計画の策定方法についての説明
令和5年 12月 26日	第2回協議会	計画骨子案の協議
令和6年 1月 23日	第3回協議会	計画素案の協議
令和6年 2月 9日 ～ 2月 22日		パブリックコメント

4 用語解説

あ行

■ 一般就労

民間企業などで、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと。

■ 医療的ケア児

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療的な生活援助行為が必要な18歳未満の障がい児のこと。

か行

■ 筋萎縮性側索硬化症（ALS）

重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす神経変性疾患で、運動ニューロン病の一種。極めて進行が速く、半数ほどが発症後3年から5年で呼吸筋麻痺により死亡する（人工呼吸器の装着による延命は可能）。治癒のための有効な治療法は現在確立されていない。

■ 強度行動障がい

直接的な他害（噛み付き、頭突きなど）や間接的な他害（睡眠の乱れ、特定の物や状況への固執など）及び自傷行為などが「通常考えられない頻度と形式で出現している状態」を指し、家庭で通常の育て方をして、かなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態。

■ 権利擁護

知的障がい・精神障がいや認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズの表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。

■ 公共職業安定所

通称は「ハローワーク」。職業安定法により政府が組織・設置する機関で、職業紹介・職業指導・雇用保険業務などを行う。

■ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置 その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律。

■合理的配慮

障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。また、変更及び調整を行う者に対して「均衡を失した、または過度の負担」を課すものではないが、障がいのある人が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。

さ行

■サービス等利用計画

障がい者が障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の依頼を受けて指定相談支援事業者が作成する計画。平成 27 年度から、障がい福祉サービス等を利用するすべての人がサービス等利用計画を作成することとなった（サービス利用者や家族が作成するセルフプランも可）。

■支援費制度

都道府県や市町村が、サービスの内容及び提供事業者などを決定する措置制度に替わって、平成 15 年から開始された障がい福祉サービスの利用制度。この制度のもとで、障がいのある人自身が、希望するサービス及びそれを提供する事業者や施設を選択し、契約を結んだうえでサービスを利用する仕組みが開始された。その後、平成 18 年に施行された障害者自立支援法、さらに、平成 25 年に施行された障害者総合支援法に基づき、給付の仕組みは変更されている。

■児童福祉法

児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定める法律で、その時々の子どものニーズに合わせて改正を繰り返しながらも、現在まで児童福祉の基盤として位置付けられている法律。

■社会的障壁

障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部で、次のようなもの。事柄（早口でわかりにくく、あいまいな案内や説明など）、物（段差、難しい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号など）、制度（納得していないのに入院させられる、医療費が高くて必要な医療が受けられない、近所の友だちと一緒に学校に行くことが認められないことがあることなど）、習慣（障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある人が子ども扱いされることなど）、考え方（障がいのある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障がいのある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障がいのある人は結婚や子育てができないなど）。

■ 社会モデル

障がいのある人が味わう社会的不利は社会の問題だとする考え方。社会モデルでの障がいのある人とは、社会の障壁によって能力を発揮する機会を奪われた人々と考え。医学モデルが身体能力に着目するのに対し、社会モデルでは、社会の障壁に着目し、たとえば、電車に乗れないという「障害」を生んでいるのは、エレベーターが設置されていないなどの社会の環境に問題があるという考え方。

■ 重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複している状態。

■ 手話通訳者

手話を用いて聴覚障がいのある人と聴覚障がいのない人とのコミュニケーションの仲介・伝達などを行う人。

■ 手話奉仕員

聴覚障がいや音声または言語機能障がいのある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕し、また市町村などの公的機関からの依頼による広報活動や文化活動に協力する者。手話の学習経験のない者で、講習会などの方法によって入門課程、基礎課程を履修し、講習を修了すると本人の承諾によって登録され、これを証明する証票が交付される。

■ 障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加支援などのための施策の基本となる事項などが定められており、障がいのある人の福祉の増進を目的とした法律。障がいのある人の個人の尊厳が重んじられること、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障がいのある人に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障がいのある人のための基本的な施策を推進するための計画（障害者計画）の策定を義務づけている。

■ 障害者権利条約

平成 18 年（2006 年）12 月 13 日、第 61 回国連総会本会議で採択された人権条約。正式名称は「障害者の権利に関する条約」。すべての障がいのある人に対して、「(a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重、(b) 無差別、(c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容、(d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ、(e) 機会の均等、(f) 施設及びサービス等の利用の容易さ、(g) 男女の平等、(h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性（アイデンティティ）を保持する権利の尊重」を一般原則とし、「障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること」を一般的義務とする。なお、日本は平成 19 年（2007 年）に署名、平成 26 年（2014 年）に批准した。

■障害者雇用促進法

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人を一定割合以上雇用することを義務づけた法律。正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がいのある人の雇用機会を広げ、障がいのある人が自立できる社会を築くことを目的とする。職業リハビリテーションや在宅就業の支援など障がいのある人の雇用の促進について定めている。

■障害者差別解消法

国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている法律。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

■障害者就業・生活支援センター

就業や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、福祉・教育・雇用などの関係機関との連絡調整を積極的に行いながら、就業・日常生活・社会生活上の支援を一体的に提供する施設。都道府県知事の指定を受け、事業を実施。

■障害者自立支援法

障がいのある人及び障がいのある子どもが、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、平成 18 年 4 月に施行された法律で、それまで身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人それぞれに提供されていた福祉サービスを一元化し、また、保護から自立に向けた支援をすることなどが規定された。後に障害者総合支援法に改正された。

■障害者総合支援法

障がいのある人及び障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人及び障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法。

■障害者文化芸術推進法

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした法律。

■障害者優先調達法

国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等から物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じるよう定めた法律。

■障がい福祉サービス

障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられる。

■小児慢性特定疾病医療受給者証

小児慢性特定疾病医療費助成制度の利用が認定された人に交付されるもの。小児慢性特定疾病医療費助成制度とは、児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が定める慢性疾病にかかっている児童などで、その疾病の程度が一定程度以上である児童などの保護者に対し、医療費の一部を公費によって助成する制度。

■ジョブコーチ

障がいのある人の就労に当たり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障がいのある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える専門職。

■ジョブコーチ制度

障がいのある人が職場に適応し、定着できるよう、就職の前後を通じて職場などに出向いて直接支援を行うほか、事業主などに対しても必要な助言をする職場適応援助者制度のこと。平成14年に障がいのある人の雇用支援事業として開始された。

■自立支援医療

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障害者総合支援法で規定される。

■身体障害者手帳

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。

■精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

■成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などの選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

■ 成年後見制度利用促進法

基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、また基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門会議を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する法律。

た行

■ 地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

■ 特定医療費（指定難病）受給者証

難病医療費助成制度の利用が認定された人に交付されるもの。難病医療費助成制度とは、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、厚生労働省が指定した指定難病にかかっている人に対し、医療費の一部を公費によって助成する制度。

な行

■ 難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉。そのため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化することになる。昭和 47 年の難病対策要綱において、難病は、（１）原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、（２）経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとされている。

■ 難病の患者に対する医療等に関する法律

難病の患者に対する医療その他難病に関する施策に関し、必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする法律。

■ 日常生活用具

障がいのある人などが安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、障がいのある人などの日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる用具。

は行

■パーキンソン病

進行性の神経変性疾患。主に、手足がふるえる（振戦）、動きが遅くなる（無動）、筋肉が硬くなる（固縮）、体のバランスが悪くなる（姿勢反射障害）、といった症状がみられる。これらによって、顔の表情の乏しさ、小声、小書字、屈曲姿勢、小股・突進歩行など、いわゆるパーキンソン症状といわれる運動症状が生じる。

■発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

■発達障害者支援法

長年にわたって福祉の谷間で取り残されていた発達障がいのある人の定義と社会福祉の制度における位置付けを確立し、発達障がいのある人の福祉的援助に道を開くため、発達障がいの早期発見、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務、発達障がいのある人の自立及び社会参加に資する支援を初めて明文化した法律。

■バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

■保健福祉環境事務所

県の機関で、県民の健康づくりや食中毒、感染症への対応、犬猫の引取、特定疾患や未熟児への医療費助成、母子家庭、生活困窮者への生活支援、医療機関や介護事業者の許認可・指定指導、廃棄物対策、大気・水質の保全、地球温暖化対策、生物多様性保全など、保健・福祉・環境に関する相談やサービスの提供、ならびに県下、市町村への専門的・技術的助言を行っている。

ら行

■リハビリテーション

心身に障がいのある人の人間的復権を理念として、その人のもつ能力を最大限に発揮して自立を促すために行われる専門的技術。医学的、心理的、職業的、社会的な分野のリハビリテーションがある。

■療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

桂川町
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

発行年月 令和6年3月

編集・発行 桂川町 健康福祉課 福祉係

〒820-0693 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居 361 番地

TEL : 0948-65-0001 / FAX : 0948-65-0078

E-mail : fukushi@town.keisen.fukuoka.jp



桂川町